

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

■障がい福祉サービス（生活介護）

特定非営利活動法人 P A I おきなわ

1 基本方針

P A I おきなわ（以下「事業所」という。）は、利用者及び職員等（以下「利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症及び食中毒の予防に十分に留意するとともに、感染症または食中毒発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければなりません。そのために事業所は、感染症または食中毒の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めます。

2 注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおりです。

- ① 利用者及び職員にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等
- ② 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等
- ③ 血液、体液を介して感染する感染症
肝炎（B型肝炎、C型肝炎）等
- ④ 食中毒
黄色ブドウ球菌、O157等

3 平常時の対応

「介護現場における感染対策の手引き」（厚労省）、「感染症対策マニュアル」に沿って、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に努めます。

- ① 事業所内の衛生管理
事業所では、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、事業所内の衛生保持に努めます。また、手洗い場、トイレ等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的実施し、事業所内の衛生管理、清潔の保持に努めます。
- ② 介護職員の感染症対策
介護の場面では、職員の手洗い、手指の消毒、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用する。また、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

4 感染症及び食中毒発生時の具体的対応

感染症または食中毒が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じます。

- ① 発生状況の把握
 - ・職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに管理者に報告するとともに、主治医への相談または医療機関への受診を促します。
 - ・受診の結果、感染症や食中毒と判明した場合、管理者はサービス提供にあたった職員の症状の有無など健康状態を確認・把握するとともに、当事業所がサービスを提供しているその他の利用者の健康状態についても確認・把握を行います。
- ② 感染拡大の防止
 - 【生活支援員】
 - ・発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払います。
 - ・管理者や看護職員の指示を仰ぎ、必要に応じて事業所内の消毒を行います。
 - ・管理者や看護職員の指示に基づき、必要に応じて感染した利用者のサービス提供を見合わせます。
 - ・別に定めるマニュアルに従い、個別の感染対策を実施します。
 - 【看護職員】
 - ・感染症若しくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、被害を最小限とするために、職員に適切な指示を出し、速やかに対応します。
 - ・感染症の病原体で汚染された機械・器具・環境の消毒・滅菌は、適切かつ迅速に行い、汚染拡散を防止します。
 - ・消毒薬は、対象病原体を考慮した適切な消毒薬を選択します。
 - 【管理者】
 - ・利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービス利用の調整を行います。
 - ・必要に応じて利用者の主治医や協力病院、保健所に相談し、技術的な応援を依頼および指示を受けます。

③ 医療処置

感染症もしくは食中毒が発生、またはそれが疑われる状況の発生について報告を受けた際には、感染症の重篤化を防ぐため、症状に応じた医療処置を速やかに行うとともに、事務局長・事業所管理者と協議し、職員に対して必要な指示を出します。

④ 行政機関への報告

事務局長は、迅速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い発生時対応等の指示を仰ぎます。

⑤ 関係機関との連携

感染症・食中毒が発生した場合は、次の関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携を図ります。

- ・保健所
- ・利用者の主治医
- ・協力病院の医師
- ・行政
- ・担当の相談支援専門員

また、必要に応じて職員への周知、家族への情報提供と状況の説明を行います。

5 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症・食中毒の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

- ① 事業所における委員会の運営責任者は事務局長とし、当該者を以て「専任の感染対策を担当する者」（以下「担当者」という。）とします。
- ② 委員会の委員は、事務局長、医師、看護職員、管理者、サービス管理責任者、生活支援員、その他事務局長が必要と認める者とし、事務局長を委員長とする。
- ③ 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合があります。
- ④ 委員会は、定期的（概ね3か月に1回以上）かつ必要な場合に担当者が招集します。
- ⑤ 委員会の議題は、担当者が定めます。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとします。

ア 事業所内感染対策の立案

イ 指針・マニュアル等の整備・更新

ウ 利用者及び職員の健康状態の把握

エ 感染症及び食中毒発生時の措置（対応・報告）

オ 研修・教育計画の策定及び実施

カ 感染症対策実施状況の把握及び評価

6 従業者に対する研修の実施

事業所は勤務する職員に対し、感染症及び食中毒対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施します。

- ① 新規採用者に対する研修
新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行います。
- ② 定期的研修
感染対策に関する定期的な研修を年2回以上実施します。
- ③ 訓練（シミュレーション）
事業所内で感染症または食中毒が発生した場合に備えた訓練を年2回以上実施します。

7 その他

- (1) 「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにします。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにします。
- (2) 指針等の見直し本指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は感染対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとします。

附則

本指針は、令和5年12月1日から施行する。